

給付金請求のお手続きがさらに便利になりました！

メディケア生命保険株式会社(本社:東京都江東区、取締役社長:石原 拓己)は、これまで入院給付金、手術給付金、通院治療給付金、抗がん剤(腫瘍用薬)治療給付金について、お客様の診断書取得や費用等のご負担を軽減するため、一定の条件のもと診断書ご提出の省略が可能な簡易取扱い制度を実施してまいりました。

平成30年8月21日より、さらなるお客様サービスの向上を図るため、手術を伴う入院(入院給付金・手術給付金)の簡易取扱いの範囲を拡大いたしました。

メディケア生命の 簡易取扱い制度

外来手術
(手術給付金)

手術を伴わない入院
(入院給付金)

手術を伴う入院
(入院給付金・手術給付金)

抗がん剤治療
(抗がん剤(腫瘍用薬)
治療給付金)

通院治療
(通院治療給付金)

一部の手術について、一定の条件のもと診断書に代えて、お客様ご自身にご記入いただく「状況報告書」と、「領収証の写し」または「診療明細書の写し」等でお手続きしております。

今回、対象の手術範囲を拡大いたしました。

手術を伴う入院において、簡易取扱い可能な請求が従来より13%増加いたします。



※平成29年度メディケア生命支払実績より試算

お取扱いの可否や必要書類等の詳細につきましては、下記メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

今後も、多様化するお客様のニーズを的確にとらえ、常にシンプルさとわかりやすさを意識しながら、お客様に選んでいただける保険商品やサービスの開発に取り組んでまいります。